

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成23年3月9日(水)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

井上雅雄委員, 岩崎吉明委員, 吉良澄子委員, 瀬戸啓子委員, 長谷川修委員, 曳野富士夫委員, 広岡尚弥委員, 藤田健三委員, 松下浩明委員, 水上 敏委員, 水野洋子委員

2 説明者

吉川裕司総務課長

3 オブザーバー

松村一成裁判官, 宮本浩治裁判官, 須谷好晴事務局長, 柳沢恒夫首席家裁調査官, 岡憲和首席書記官, 渡邊美恵子事務局次長, 佐藤文俊次席家裁調査官, 大杉文子次席家裁調査官, 田淵修一訟廷管理官

第4 議事の要旨

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 新任委員の紹介

瀬戸啓子委員及び藤田健三委員(副委員長)の自己紹介がされた。

3 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」に対する回答についての報告

東京の「地裁・家裁委員会の提言する市民の会」及び大阪の「司法改革大阪各界懇談会」からのアンケートについては, 事務局で回答案を作成し, 各委員に送付したところ, 特段の意見はなかったため, 平成22年12月22日, 当委員会名の回答書を発送した。

4 来庁者アンケートの見直し

(1) 来庁者アンケートについて, 次のとおり見直しを図った。

ア アンケート用紙を, 平成23年1月4日(火)から, 5階の待合コーナーに加えて,

申立人及び相手方の各控室にも設置するようにした。

イ アンケート用紙は、設問を整理する、文字のデザインを大きく太く親しみやすいものにする、そして、末尾に「御協力ありがとうございました」との謝意を明確に表すなどといった工夫を行った。

(2) 平成23年1月4日以降本日まで回答のあったアンケートの概要を報告した。

4 意見交換の概要

「これからの家庭裁判所の役割について」をテーマに、広報の在り方に関して意見交換を行った。吉川裕司総務課長から基本説明が行われた後、意見交換が行われた（基本説明の要旨は別紙1、意見交換における発言の要旨は別紙2のとおり）。

5 岡山弁護士会岡山家庭裁判所委員会バックアップチームの傍聴について

今回の委員会については、バックアップチームからの傍聴の申出はなかったが、次回以降引き続き検討することとなった。

6 次回の開催テーマ等

次回の開催日時は、7月11日（月）午後3時とする。

テーマは、後日、事務局案を各委員に提示する。

以 上

(別紙 1)

基本説明の要旨

- 1 司法制度改革，とりわけ裁判員制度の実施などもあって，今日，国民の裁判所に対する関心は，ますます高まっており，それに伴って，裁判所の広報の果たす役割も重要となっている。裁判所の広報とは，裁判所の制度や仕組みを国民に正しく理解してもらい，裁判所への信頼を高めるために国民一般を対象にして行う広報といえることができる。国民に利用しやすく分かりやすい裁判を実現するために行う広報と言い換えることができる。
- 2 裁判所では現在，ウェブサイト（HP）やパンフレット・リーフレットといった広報用ツールの製作，憲法週間や法の日週間の諸行事や各種の広報企画行事の実施等を行っている。裁判所の広報に利用されているツールには，現在，次のようなものがある。

(1) 裁判所ウェブサイト

裁判所では，ウェブサイトを情報発信の重要なツールとして位置づけている。平成18年3月には，ユーザビリティ（利用者の使い勝手の良さ）及びアクセシビリティ（利用者の環境によらずに利用が可能であること）に配慮した統一的なウェブサイトの運営を目指し，従来の裁判所ホームページの全面的なリニューアルが行われた。

現在では，裁判所ウェブサイトをポータル（入り口）サイトとして，裁判所の組織や手続の紹介，規則集，裁判例情報，司法統計，見学・傍聴案内，採用試験情報，調達・公募情報，オンライン手続など裁判所全体にかかわる情報を発信するとともに，最高裁判所及び各地の裁判所が，共通メニューのもと独自情報を掲載するサイト構成になっており，最高裁判所が中心になって管理・運用している。

岡山家裁については，地裁とともに，組織構成や所在地，連絡先の説明，所長の挨拶と略歴，趣味等の紹介，そして，この委員会の議事概要等を掲載するとともに，最近では，来る5月の憲法週間行事の無料法律・人権相談所の開設日等の案内をしている。

参考までに，各種申立書式がこのウェブサイトから入手できるが，当庁の窓口において，このような方法で書式を入手して来庁される方は，実際にはそれほど多くはない。

なお，ウェブサイトの利用状況の指標の一つとなるアクセス数の表示（アクセスカウ

ンタ)については、他省庁でも設置されていないことなどの理由から、設置されていない。

(2) 広報誌「司法の窓」

一般国民向けの対外広報誌。解説記事、資料等により裁判の仕組みや制度を紹介するほか、対談や「海外司法スケッチ」、「裁判所めぐり」などの随筆等を掲載して、裁判所に関する様々な話題を提供し、裁判所を身近に感じてもらえるよう配慮している。最高裁判所50周年記念裁判員制度特集号のほか、第62号以降は、裁判所ウェブサイトにも掲載されている。

(3) その他の各種リーフレット・パンフレット

多種多様なリーフレット・パンフレットを、最高裁判所において製作し、全国の裁判所に備え置くとともに、全国の裁判所を通じて関係機関等に送付している。

(4) 広報用ビデオ

最高裁判所において、以下の広報用ビデオ、また、裁判員制度広報用映画を制作している。それらの一部は、裁判所ウェブサイト(裁判員制度ウェブサイト)での配信を行っているほか、希望があれば、貸与や配布を行っている。

ア 最高裁判所のしくみと働き(約15分・一般向け)

イ 司法制度と最高裁判所(約25分・一般向け)

ウ 知っていますか?裁判所(13分・一般向け)

エ 私たちの裁判所(約29分・中高生向け)

オ みんな知ってる? - 裁判の仕組み - (約16分・小学生向け)

カ リホちゃんナビスケの裁判所ってどんなところ?(13分・小学生向け)

キ 家事事件手続案内ビデオ(約27分)(5階の待合コーナーで日中繰り返し上映している。)

3 上記2(4)のようなツールを利用するなどして、裁判所内での広報企画行事としての、庁舎見学や団体傍聴、模擬手続(模擬裁判や模擬調停)を交えての説明会、あるいは、裁判所外での広報企画行事としての、説明会や広報用ビデオの上映会等を行っている。

4 当庁では、外部の各種団体等からの「講師」の派遣依頼にできるだけ応じさせていただいており、裁判官による研修会等の講師としては、平成21年度は3人、平成22年度は2人、裁判所職員による研修会等の講師としては、平成21年は12人、平成22年は12人を派遣して、家庭裁判所についての説明等に努めている。

また、毎年、4月及び10月に大学に出向いて「裁判所職員採用試験」全般の制度説明会を開催し、12月から1月に家庭裁判所調査官、1月から2月に裁判所事務官の、各採用試験受験志望者に裁判所にお越しいただき、庁舎施設の見学、職員との座談会等を開催する中で、家庭裁判所についてのPRを行っている。

5 裁判所ウェブサイトには、他の家庭裁判所委員会の議事要旨が掲載されているが、裁判所のリーフレット・パンフレットについては、その「内容」について、次のような指摘をいただいている。

(1) もっと柔らかく、暖かみのあるデザインにすべきである。

(2) 以前のものと比べると、相当分かりやすくなったと思うが、一般の人にとっては、やはり用語が難しい。例えば、表題を「貸したお金を返してもらえないときにどうしたらよいか」というような表現にしたらどうか。

6 「成年後見」についてのリーフレット及びパンフレットは、当庁では、最近では平成23年7月に、10の調停協会、30の市区町村、56の地域包括支援センター、28の社会福祉協議会、法務局、法テラス、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等に送付している。

(別紙2)

意見交換における発言の要旨

(委員長, 委員(委員長を除く。), オブザーバー, 説明者)

成年後見の鑑定書の書式は、「略式」という簡単な書式や詳細に記載するものなど、いろいろと分かれているのか。

要点式と詳細なものの二通りある。要点式は、チェックボックスがあって、そこにチェックをして、必要な事項を簡潔に書いていただく形になっているが、詳細なものは、本人の経歴や生活史を細かく書いていただくような欄になっている。たくさん書いていただく分にはかまわないが、それでは鑑定人の御負担が大きいだろうということで、要点式が作成されているという経緯がある。

裁判所のウェブサイトに乗っているのは、一般の方の申立て等でお使いいただくもので、鑑定人をお願いする書式は、裁判所のウェブサイトには出ていないと思われる。鑑定を引き受けていただいたときに、鑑定書の書式やその書き方とかを求めに応じて渡している。

要点式を使うか、そうでないものを使うかは、そのケースに応じて、ある程度、鑑定人御自身に選んでいただいている。それほど問題のないケースは要点式でいいだろうと思われるし、詳しく説明しなければならないケースもあろうかと思われるので、鑑定人の負担とのバランスで選ばればいいと思っている。

家庭裁判所の活動の中で講師派遣の依頼を受けておられるという話があった。派遣先は警察、弁護士会のようなある程度公共性のあるところというイメージを持った。講師はどのような内容を講義しているのか、また派遣先はある程度線引きしているのか、目安、物差しなどがあれば教えていただきたい。

目安、物差しというものは特にない。講義の趣旨、内容等から、その都度派遣するかどうか判断している。

後見制度のパンフレットは、その制度の流れのイラストなどが入ったりしていて、本当にわかりやすいが、横文字が非常に多い。所長の顔写真入りで囲みにして、「家庭裁判所とは」とか、あるいは成年後見人制度についての感想とか、そのような囲みの寄稿みたいなも

のが入れば、結構レイアウト的には目を引くものと思う。

裁判所職員の講師派遣は、公のところでなくても、民間でも大歓迎だと思う。それから、広報ビデオの貸出しは、だれでも借りられるのか、それとも、ある程度の立場の人でないと、難しいのか。

基本的には、使用目的等を確認した上で、どなたにも貸している。

中身がプライバシーにわたるので情報提供は難しいとは思いますが、新聞に家庭裁判所の事件などをテーマにした連載ものがあればいいと思う。

それから、先ほど、アンケートは前からやっているということだが、その結果を教えてくださいましたら、非常に参考になると思う。

また、私は、インターネットを使うので、重宝に思っている。しかし、お年寄りとか一般の人がそういうところにアクセスできるのは無理だと思うので、やはりパンフレットになると思うが、このチラシとかパンフレットも、だんだんとわかりやすくなっている。エレベーターに大きな「裁判員裁判イメージシート」がはってあったが、あれはマンガにして、非常にわかりやすいと思った。成年後見制度のパンフレットは、間違った説明をしたらいけないのかもしれないが、全般的な印象は字が多過ぎると思う。どうしても裁判所としては正確な言葉を使わないといけないから、かなり無理をして専門用語なんかも使っている。実際見て、「保佐」とか、「補助」というのも説明があるが、後見がほとんどだったら、それは割愛して、後見だけの説明をするかとか、もう少し何か一般の人に、ぱっと見て飛び込めるような文にしたらいいのではないか。

民生委員の会議などによく出席する機会があるが、そのようなところでは、裁判所の広報の熱意があまり聞かれない。お年寄りの事例などもたくさん会議の中で出てくるので、リーフレットとか、パンフレットなどが地域に密接に関係している民生委員などに渡っていればいいのではないかと思う。また、中学校では社会という教科があり、3年生で公民という科目を習うが、そういうものを考えていただけたら、ありがたい。

裁判所のほうで先ほど申し上げたような機関等にパンフレット、リーフレットを送った後、それぞれの機関がそのパンフレットやリーフレットをどのように実際に活用されているか

というところまでは、詳細には承知していない。

また、小学生や中学生、高校生、そういった学生、児童に対して、裁判所の在り方とか、司法の事柄について情報発信をするということは非常に意義が深いことであるし、先ほど紹介したビデオ等も機会があれば視聴していただければよいと思う。そのためにできるだけのことをさせていただきたい。

2点あるが、これは岡山の問題だけではないと思うが、各家裁がすごい労力をかけて作った書式が、成年後見の書式もそうだけれども、ホームページ上で、それにたどり着くまでがすごく長くて、たどり着けない方が結構多い。この間も相談に来た岡山の方が、何かの形でアクセスしたら、松江の書式が出て、岡山のは出なかったということで、それで作ってこられていた。これは最高裁のことなので、何とかならないかもしれないが、できるだけ近いところからその書式に行きつけるようにしてもらいたい。ほかの庁のを見ていたら、「新着情報」というようなところに書いて、そこでリンクを張って書式に飛べるようなことを工夫されているところもあった。岡山も、後見の申立書式も時々改訂していると思われるので、改訂したときに「改訂しました」という新着情報を入れると、そこからポンと飛べるようになるので、いいのではないか。

それから、岡山のホームページは、新着情報の中にこれからやるイベントを載せてあるというのが、非常にいいことだと思う。ほかのところは終わったことばかり載せてあるが、ここはちょっとほかとは違っていいなと思った。

それから、この家裁委員会、地裁委員会の議事録を掲載したという、そういう情報が新着情報に載っている庁がかなりある。岡山をどうするかはここで議論して、そういうのを載せていくことも検討してもらえるといいのではないか。

書式は、各家裁のページまで行かなくても、最高裁で全国共通のものがあるので、最高裁の部分で見られるが、それも一番トップからは行きにくいという指摘はあろうかと思う。何分、ウェブサイトのことは岡山だけでは対処できないので、御了承いただきたい。

広報という範疇の中で、さまざまなデータが欲しい場合、例えば、精神障害者の人の成年後見制度の利用について、類型別にどれくらいの割合があるのかとか、鑑定をしている人が

どれくらいいるのかなどのデータを知りたいときは，そういう場合は広報で可能なのか，それともやはり何らかの手続が必要なのかについてお聞きしたい。

外部の方から，各種の事件数的な，データのなものについての提供を求められるということは，決して珍しいことではない。具体的なデータの内容や使用の目的などを聞いて，回答できるかどうかを個々に判断している。

開示できる場合においても，そのデータを容易に取得することができる場合もあるし，ある程度の作業をしないと数が出ないというものもある。開示できるとすれば，今度はそれをいつまでにお答えするという形で，2段階で対応することになる。

そのような事情により，具体的にどういう場合であれば開示できるとか，どういう場合であれば開示できないということを一般的にお答えすることは，この場ではできかねる。

統計的なデータは，かなりのものが裁判所のウェブサイトの司法統計の部分から取れる。その辺をまず活用していただければいいと思う。それから，もともとデータとして持っていないものも裁判所にはたくさんあるので，先ほど出ていた成年後見の場合の被後見人のもとの原因の病気が何なのかというようなものは，おそらくデータとしては持っていないと思う。

開かれた裁判所ということでリーフレット等を見たが，これは全国的なものしかないのか，それとも岡山の家庭裁判所として作っているものがあるのかというのが1点と，もう1点が，一般の方々にはリーフレットだけだと，誰に聞けばいいかというのがなかなか分からないと思う。パソコンから入らないと家庭裁判所の電話番号もわからないし，家庭裁判所の総務に聞けばいいのか，それとも総合の案内窓口のようなものがあるのか教えていただきたい。

まず，岡山家庭裁判所独自のパンフレット，リーフレットというものは，用意はしておらず，基本的には中央で作成されたものを用いている。

電話をどこにかけたらいいのかというところでは，確かに難しい面はあるかとは思いますが，今の実情として，どこにかけていいかわからない電話というのは総務課長がとることになる。家庭裁判所でこういうことで困っているから何とかしてほしいというような問いかけをされれば，おそらく最初に電話を受けるのは，総務課ではなくて，個々の手続を担当している部署に回っていくという形にはなるのではないかと思う。

ただ、電話交換の者も次々と電話がかかってくるのを取り次いでいるので、いわゆる総合案内のようなものとは当然違うし、お話の中身、内容から、どこにかけていいかが容易にわからないという場合であれば、とりあえず家のこと、子供のこと、兄弟のどのような話から家庭裁判所の事件ということを一応推認して、手続、事件を扱っている部署か、もしくはそれでも容易にわからないということであれば、総務課長の方へかかってくるという形になる。そこで、どう仕分けというか、振り分けをするというか、しかるべきところへ回すという形をとるのだと思う。電話を次々と回す、たらい回しにするということが非常に一般の方々にとって負担や苦痛を与えてしまうというのは、重々わかっており、何人もの者に回すことがないように配慮をしながら、一般の方からかかってくる電話については、できるだけ要領よく、どういうことで裁判所に電話をかけてこられたのかということを知り、しかるべき者に電話を回すようにしている。

調停委員をしていると、若い方は、こちらから「どこでお知りになりましたか」と言ったら、やはり結構ウェブサイトを検索して臨んでいる。例えば養育費等に関しても、自分でどのぐらいかというのを調べてくる方もいて、年配の方はともかくとして、若い方は結構そういう形で自分の情報をちゃんと得てくる方が多いようなので、これからますますウェブの力は大きいと思う。そのときに、やはりわかりにくい。一般的な情報はあがるが、具体的に自分が知りたいことについてたどり着くのがなかなか難しい、あるいは深いところまで入らないで終わっているようなところがあって、そこら辺のもっと具体的なものを欲しい人もいるのではないかなという気がする。ただ、裁判所の広報としては、やはり正しい情報を流すということがとても大切である。いろいろ検索して出てくる個人とか民間の書き込み、口コミは、入りやすく、わかりやすいが、情報としてどうかなというのが多いので、やはり裁判所としては正しい情報をわかりやすく丁寧に発信するということがとても大切なのではないかなと思う。

それから、もう一つ、やはりインターネットにタッチされない方も随分多いわけで、その方々へのパンフレット、リーフレットの配置ですけれども、先ほどこの成年後見の場合はこういうところに置かれているのがわかったが、それ以外の、例えば調停とか、離婚とか、に

についてはどういう場所に置かれているのか。やはり置かれる場所、そして、ただ置くだけではなく、その設置場所の方々に、こういう方にこういう説明で渡してくださいというようなことがあるのかどうか。

さらに、もう一つ、中高生のDVDというのは、いいことだと思った。やはりこれからの方々に正しい裁判所の情報を提供するということはとても大切なことだと思う。

成年後見制度ばかりになるが、福祉サービス利用事業か何か市町村もやっていると思うので、そういう事業に携わっている方への講師を派遣してはどうか。また、高齢者の方は、やはりなかなか相談へ行く場所がない、話を聞く機会がないというところで、何か市町村等、行政とも連携して、そういった広報活動というのも有益ではないかと感じている。

昨年の少年事件では、家裁に送致された時点で司法クラブ幹事社にすぐ連絡していただき、さらに少年審判が開始決定された事実も、問い合わせに対してきっちり対応していただいた。さらに、少年院送致の決定があった際には記者説明が開かれ、決定理由を記した文書も配付された。その説明の場では、家裁送致から少年審判決定に至る一般的な流れの説明もあって、若い記者が中心だったらしいのだけど、その少年事件の流れをよく理解することができた。事件の大小にもよるが、ここまで丁寧に報道対応されるのは珍しいと、かなり現場の記者ではそういう意見があった。そういう意味では、その事件の注目度とか、報道することの社会的意義というのを理解していただいたと思っている。

一方で、別の少年事件では、犯行時未成年の男性が家裁送致されて、逆送起訴されたが、この際には、起訴後に逆送された事実確認に加えて、逆送決定の理由などを質問したが、一切ノーコメントというのを通されたようで、その理由も明らかにはされなかった。その辺のゼロか10という対応が、少年事件特有のプライバシーがあるのはわかっているが、そのあたりは若干家庭裁判所の敷居の高さというものも感じた。

個別の事件のことはここでは触れないが、一般的に少年事件のそういう結果の話ということになってくると、やはり非常に社会の注目を浴びたような事件での家庭裁判所の一種の説明責任のようなものを果たすという観点と、やはりあとは少年事件のプライバシー保護、非公開性とどう兼ね合いをとっていくかということ考えているということ程度しか申し上げ

られない。あと、市町村等との連携というのは重要になってくるだろうとは思っているが、講師の派遣も、なかなかこちらから押しかけていくというような場面はあまり想定していないので、求められれば行くというような今までのあり方になる。

まず、一般的にはやはりこういった家裁の成年後見制度があるというようなことは、裁判所はもちろん説明するが、各市町村や地域包括支援センターのほうでも理解していただいて、こういう制度があるということをお教えいただいた上で、では、具体的に手続などはどうなるのですかということで家庭裁判所に聞いていただくというのが本来のルートと思っている。